

平成29年第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月21日(金)午後2時00分
2. 開催場所 宇土市役所防災棟会議室
3. 出席委員 (12人)
委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事録署名者指名 谷山仮議長
議事録署名委員 金田起代子 中山 一一
6. 議 事
 - (1) 宇土市農業委員会会長の選出について
 - (2) 宇土市農業委員会会長職務代理者の選出について
 - (3) 宇土市農業員会議席の決定について
 - (4) 議事録署名委員の指名について
 - (5) 農地利用最適化推進委員の決定について
 - (6) その他

< 農業委員辞令交付式 >

唯局長 こんにちは。
皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは総会に先立ちまして、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、市長が議会の同意を得て任命する、宇土市農業委員会の委員に辞令の交付を行います。
お名前をお呼びしますので、前の方をお願いします。

< 元松市長から辞令交付 >

唯局長 以上をもちまして、辞令の交付を終了します。
それでは、元松市長からご挨拶をお願いします。

元松市長 皆様こんにちは。新たな農業委員会の制度がスタートします。今回12名の委員の皆様におかれましては、今までは推薦あるいは公選制での農業委員の選任でございました。それが公募していただいて選考をするという形に変わることになりました。今回農業委員には14名の方が公募をされました。地域のバランスあるいは職業等の部分も勘案して、最終的に皆様方12名の皆様に任命させていただいたところであります。今、農業も本当に変わってきてます。特に国が進めてますのは農地の有効利用でありまして、いかに遊ばない農地を作るか、農地を集約して少しでも効率を高めて強い農業にする。遊休農地を減らしていく。こういった部分が今の大きな制度の主体となっております。そんな中今回の農業委員の制度におきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員という2つの委員を創設をして、お互いに助け合って今までの業務についても進めていこうというような形になっております。農業委員の皆様の役割としましては、今までとあんまり大きくは変わらないんですけど、総会で審議決定、農地法3条・4条・5条等の許可についても元の通りでありますし、大きく変わってくるのは、現場の確認作業がどちらかというと推進委員さんをお願いをするという形が増えるということです。ただ、これが皆様方に一切ないということではございませんで、そこも少しは残りますが、主に審査が中心になってくるかと思えます。ただ、一つ大きい動きとしてですね、農地利用最適化推進委員に関する指針を作成したい。変更したい。ですから農地に関する行政の動き、農業者の皆様の動きに対しての方向性を示すという大きな役割が出てまいります。という意味で、今までのような内容にプラスして計画を作ることが増えてきたということになります。これから最適化推進委員の皆様に関しては、この会で委嘱をすることになりますが、まずその基礎が農業委員会であると思っております。農業委員としてこれまで継続して農業委員として努めていただいた方もいらっしゃいます。以前、農業委員をされていた方もいらっしゃいます。はじめてこの農業委員になられた方も、もちろんいらっしゃいます。そしてまた、特に今回募集の中で、認定農業者を過半数入れなさいということがありますが、認定農業者の方

もいらっしやいますし、中立委員として農業に関係ない方も入れなければならないということで、そういうところでも選考させていただいているところがございます。農業はですね農業者が生活していくという大きな興味もあるわけですけど、農地として伝えていくと地域環境に非常にマイナスに対応します。人々の暮らしにとっても、近所の畑・田んぼ草ぼうぼうで、いたるところで草だらけで管理しない、こういうことになったら責任にもなります。そういう意味でこれから皆様の役割は非常に重いものになってくるかと思えます。非常に大変だと思えます。スタートの時点ではどう形で進めるのかすらなかなか定まらないと思えますが、いろんな経験をされた方ばかりですので、それぞれの立場で今までの経験や知識等を出していただいて、動ける農業委員会、考えて指針を示せる農業委員会としていただくのがありがたいなと思っております。農業を取り巻く環境というのも非常に厳しくなっております。しかしながら、本当に頑張っておられる農業者がいらっしやって、そして利益も十分上げておられる農業者も多数いらっしやいます。今がそういう農業をやろうという一番の転換期だろうと思えます。どうか皆様にも温かいお力添えをいただきますようお願いいたします。先日台風3号が上陸をしました。小さい台風だから大したことはないなと正直私たちも思っております。宇土でですね最高風速が43m吹いています。ハウスが相当やられて、なんでこんなに風が吹いたのだろうかと思ったのですが、40mを超える風が吹くとハウスは持たないというのも、改めて感じたところです。今回被災をされた方もいらっしやると思いますが、心からお見舞い申し上げます。ただ、台風はまだシーズンに入ったばかりです。梅雨は開けましたけどこれから台風のシーズンが来ます。宇土の場合は施設園芸が非常に盛んなところでありまして、施設がやられるというのは普通のサラリーマンが自宅をやられるのと変わらないような辛さがあります。しなければよかったな、台風が来なかったのが良かったな、と言っても農業者の皆様はビニールを剥いだりいろんな無理をされて、とにかく台風が接近するだけでも大きなマイナスになる、というような状況なんですけど、またこういうような災害につながらないよう最大限の管理をしていただきたいと思います。今日は非常に暑い中ではございますが、ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。これから農業委員会、スタートします。何卒よろし

くお願いします。

唯局長

ありがとうございました。
この後は農業委員会総会になりますので、元松市長はこの場で退席されます。

それでは、只今から平成29年第7回宇土市農業委員会総会を開催いたします。仮議長が選出されますまでの間、議事進行は事務局で務めさせていただきます。私は事務局長の唯と申しますよろしくお願いします。

それではお手元に配布してあります総会次第に沿って進めさせていただきます。今回は新制度での初めての総会ですので、委員、職員の自己紹介を行いたいと思います。お名前をお呼びしますので、ご起立の上自己紹介をお願いします。

< 委員・職員の順に自己紹介 >

唯局長

以上で、委員・職員の自己紹介を終わります。
それでは、本日の議題は、農業委員会等に関する法律第5条第2項による会長の互選並びに同条第5項による会長職務代理者の互選であります。互選の方法については、別段規定がありませんので地方自治法第118条の規定に準じて行いたいと思います。本日の会議は、改選後初の総会でありますので会長不在であります。従って、仮議長を選出し議事を進めてまいりたいと思いますが、仮議長の選出については地方自治法107条の規定により、年長者である委員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、これに準じて最年長の谷山次則委員を仮議長に指名します。谷山委員には仮議長席にお移りください。

谷山仮議長

只今、ご指名をいただきました谷山でございます。会長が選出されますまでしばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。
それでは議事に移ります。
会長の選出を議題とします。互選の方法等について、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。農業委員会会長の互選については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選したものを持って充てる」ということになっております。その選挙の方法については、地方自治法第118条に議会で行う選挙の例として、投票による方法と指名推薦による方法があります。なお、指名推薦の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者をもって当選人にすると規定されております。また、投票による方法の場合、有効投票の中で最も多くの票を得た方を当選人とします。ただし、得票数が同数の場合は同数の方のみで再投票を行い、再度、同数の場合はくじにより決定します。以上でございます。

谷山仮議長 只今、事務局より説明がありましたが、会長選出の方法についてお諮りします。
投票による選挙と指名推薦と、どちらの方法がよろしいでしょうか。

< 多くの委員より投票との意見あり >

谷山仮議長 会長選出方法につきまして、投票との意見がありましたが、投票とすることのご異議はございませんか。

< 異議なし >

谷山仮議長 それでは会長選出方法は、投票に決定します。
それではお諮りします。投票の方法について「立候補制」と「立候補しない全員投票」の方法がありますが、どちらがよろしいでしょうか。

< 立候補制との意見あり >

谷山仮議長 立候補制との意見がありましたが、立候補制でご異議はありますか。

< 異議なし >

谷山仮議長 ご異議なしと認めます。
よって、投票の方法は立候補制とすることに決定いたしました。

それでは、立候補される方は挙手を求めます。

< 谷山委員・佐美三委員・田代委員 の3名の挙手有 >

谷山仮議長 それでは3名の方に意思表示をお願いします。

< 佐美三委員・谷山委員・田代委員の順に意思表示あり >

谷山仮議長 只今3名の意思表示が終わりました。
それでは、互選管理人を指名します。互選管理人に農業委員会事務局の唯局長を指名したいと思いますが、ご異議はありませんか。

< 異議なし >

谷山仮議長 異議なしと認めます。
只今出席委員は12名であります。投票用紙を配布します。(配布)

投票用紙の配布洩れはございませんか。(無し)

配布洩れは無しと認めます。投票箱を改めさせます。(全員に確認)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票をお願いします。なお、白紙は無効といたします。

点呼を命じます。

< 唯事務局長による点呼・投票 >

投票漏れはございませんか。(投票洩れなし)

投票洩れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

開票立会人に、金田起代子委員と太田桂子委員（若い順）を指名します。※ 開票は事務局職員2名が担当。

谷山仮議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先程の出席委員に符合致しております。

その内、有効投票数12票、無効投票数0票であります。

有効得票数は、佐美三委員が4票、田代委員が4票、谷山委員が4票という結果になりました。

すなわち、佐美三委員、田代委員、谷山委員の得票が3名とも同数でありますので、当選者はくじで決定することになりました。

くじの手続きについて申し上げます。

まず、くじを引く順序を決め、その順序に基づいて当選人を定める2回目のくじを引いていただきます。2回に分けて行いますのでご了承願います。

改めて申し上げます。

第1回目は、くじを引く順序を決めるものであります。

引いた数字が若番、すなわち数字が小さい方から2回目を引いていただきます。

第2回目は、当選人を決定するためのものであります。

引いた数字が若番、すなわち数字が小さい方が当選となります。

< 2回目のくじの結果 >

くじの結果を報告します。

佐美三委員が5番、田代委員が2番、谷山委員が3番を引かれました。

よって、田代委員が宇土市農業委員会会長に当選されました。

只今宇土市農業委員会会長に当選されました田代委員がおられますので、就任のご挨拶をお願いします。

< 田代新会長挨拶 >

唯局長 谷山仮議長には、長時間にわたる議事進行、大変お世話になりました。只今新会長が就任されましたので、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、田代会長は議長席に移動をお願いします。

田代議長 只今から、会長職務代理者の選出を行います。互選の方法等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。農業委員会会長職務代理者の互選については、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理する」となっております。その選挙の方法については、先ほどの農業委員会会長互選の件と同様に、地方自治法第118条に議会で行う選挙の例として、投票による方法と指名推薦による方法があります。以上です。

田代議長 お諮りいたします。只今、事務局から説明がありました会長職務代理者選出方法については、前例にならい指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

委員 < 異議なし >

田代議長 ご異議なしと認めます。
よって、選出の方法は指名推薦によることに決定しました。
次にお諮りします。
指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 < 異議なし >

田代議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定しました。宇土市農業委員会会長職務代理者に、佐美三守委員を指名いたします。

佐美三委員，いかがでしょうか。

佐美三委員 謹んで、お受けさせていただきます。

田代議長 只今指名いたしました佐美三委員を，宇土市農業委員会会長職務代理者とすることに，ご異議はありませんか。

委員 < 異議なし >

田代議長 ご異議なしと認めます。
よって、指名いたしました佐美三委員を，宇土市農業委員会会長職務代理者に決定いたします。

次に、議席の指定を行います。議席につきましては、宇土市農業委員会会議規則第8条の規定により「くじ」となっていますが、前例にならない「地区別年齢順」にしたいと思いますので、議長より指定します。

それでは、議席の指定を報告致します。1番・金田起代子委員，2番・中山一一委員，3番・谷山次則委員，4番・佃正人委員，5番・田代洋一委員，6番・齊藤英次委員，7番・本田孝徳委員，8番・境良一委員，9番・山本賢一委員，10番・大田桂子委員，11番・佐美三守委員，12番・堀 城委員，以上でございます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員については、会長の方で指名させていただきます。

1番・金田起代子委員，2番・中山一一委員にお願いします。

次に、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局 配布しております農地利用最適化推進委員の名簿をご覧ください。農業委員会等に関する法律の改正により，新たに農地利用最適化

推進委員を設置することになり、農業委員会等に関する法律第17条第1項において、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければいけないこととなっております。定数は13名とし、公募による募集の結果15名の応募があったため、さる6月30日に農地利用最適化推進委員の選考会を開催し、名簿に記載されている13名を選考いたしました。その選考結果の決定は新委員会が行うこととなっておりますので、13名の方々を宇土市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、承認を求めるものでございます。任期については平成29年7月21日から平成32年7月19日までとなります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

田代議長 事務局の説明は終わりました。農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご意見ありませんか。

委員 < 意見なし >

田代議長 意見がないようですので、13名を農地利用最適化推進委員に委嘱することの賛成の方の挙手を求めます。

委員 < 挙手多数 >

田代議長 賛成多数により名簿の通り13名を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたしました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。
皆様方のご協力に対し、心より御礼を申し上げます。その他について、事務局から連絡等がありましたら申し上げます。

事務局 その他ということで、事務局から連絡事項を申し上げますので、よろしく願いいたします。
まず、次回総会の連絡ですが、今日の総会次第の下の方に次回の催予定日時を載せています。7月28日（金）の午後2時から農地利用最適化推進委員の委嘱交付式を行った後、総会を開催し、総会終了後、研修会を行います。講師として県の農業会議に依頼しておりまして、場所は市役所仮庁舎2F大会議室で行います。ま

た、総会終了後、6時から親睦会を開催します。場所は、宇土駅前「海神 わだつみ」で会費は5,000円で当日徴収いたします。出欠の連絡を事務局へ来週26日、水曜日までにお願いたします。今日お配りした議案書の中にも通知していますので見ていただければと思います。

また、平成29年7月以降の総会日程を記載していますが、あくまで予定ですので毎月、総会の1週間前に送付する議案書に同封しています開催通知にて、次回、開催日のご確認をお願いいたします。

また、8月1日に小川町総合文化センターで、1時半から4時半までの日程で新任農業委員、推進委員の研修会が開催されますので、新任委員さんは出席していただきたいと思います。送迎については事務局から手配しますので、市役所仮庁舎前に12時半に集合願います。今の時点で当日、欠席の方はいらっしゃいますか。

< 欠席者確認 >

私の方からは以上です。

田代議長 何かご意見はありませんか。

田代議長 それでは、平成29年第7回宇土市農業委員会総会を閉会いたします。

(研修会)

それでは農業委員会の業務及び活動内容について説明をさせていただきます。

今回は、農業委員になられて初めての研修会ということで、新しい委員さんが12名中、6名いらっしゃいます。今月の28日に初の総会があ

りますが、そこに向けての研修を行いたいと思います。それと、農地の権利移動や転用等の申請関係の締め切りは、毎月12日となっており、申請者本人や行政書士などが農業委員の確認印を皆様方にもらいに来られます。その時に、ただ、押印するのではなく理解して押印して頂きたいと思います。今日、学んだことを活かして頂ければと思います。

今日の説明は農地の所有権移転や転用の説明が主ですが、外に農業経営基盤強化促進事業やあっせん事業、農業者年金事業、農業新聞なども行っています。近年では農産物の価格の低迷や農業従事者の減少、高齢化などで遊休農地が増加し担い手の確保や農地の維持していくことが急務となっています。このようなことで、平成24年度には網田地区と走潟地区、また、26年度には網津地区の農地集積に取り組むため3地区を農地集積重点地区として県から指定を受けました。また、平成26年度から始まった農地中間管理事業を活用しての担い手への集積、集約化を行っているところです。また、他の活動として耕作放棄地解消事業や農地利用の状況調査等も行っています。

それでは、業務説明資料に基づき、濱田が説明いたします。

農地等の権利移動について説明させていただきます。私からの説明は、これから約20分程度になります。

最初に、農地法について、大まかな概要をお伝えして、次に、許可をだせるかどうかを審議する時のポイント、最後に、農業委員のみなさまにさせていただく実務について話をさせていただきたいと思います。今回の農業委員さんには、経験者もいらっしゃいますが、農業以外の分野でご活躍されていて、今まで農業にあまり関わりのなかった方もいらっしゃると思いますので、今日は、なるべく簡単にわかりやすくお伝えできればと思います。

さて、みなさんは、身近で、こんな話を聞いたことはないでしょうか。

(紙芝居)

母「けいし、あんたのところも、そろそろ子どもも大きくなってきたし、アパートじゃ狭くなってきたっじゃなかね。家ば建てるよかかね。」

けいし「うん。でも、去年の地震もあったし、いまは家の値段も高くなってるて聞きたい。土地と家と買うと、たいが高かったいね。せめて土地だけでもあればよかとばってん。」

母「土地なら、お父さんの名義の田んぼがあるけん、そこに建てるよ

かたい。ねえ、お父さん。」

父「うん。おれの土地に、家ば建てるとはよかとぼってん、あそこは、農地だけんね。農業委員会の許可がおりるどか。」

母「ん？なんで？自分の土地なのに、勝手に家がたてられんと？どうして農業委員会の許可がいると？」

みなさんは、どう思われますか？

実は、農地法という法律で、農地を宅地などにする場合は、たとえ自分の土地であっても、農業委員会の許可が必要と定められています。

そもそも、農地法とは、(パネルをみせる)農地が減少していくのを食い止め、農地の利用を推進して、国内の食糧生産を増大し、安定供給を確保するために定められています。皆様方は、これから農業委員として、農地を守っていくという観点から、毎月、このような案件に許可を出すかどうかを審議し、判断していくことになります。

それでは、お手元の農地等の権利移動についてと書かれている資料をご覧ください。表紙の枠内に記載していますが、今後、毎月の農業委員会総会で審議していただく、第3条、第4条、第5条の区別になります。なかなか、これだけでは分かりづらいと思いますので、身近な例でお伝えしたいと思います。

(紙芝居)

おばあさん「おじいさんが作っていた畑は、大切に守り続けていきたいけど、……もう私も年老いて体も動かんし……草が生えてしまうし、だれか畑として作ってくれないかなあ。」

若夫婦「ちょうどよかった。私たちは、これからもっと農業の規模を大きくしたくて農地を探していたんです。おばあちゃん、私たちに、その農地を貸してください！」

おばあさん「ああ、それはたすかるわね。よろしくお願いしますね。」

うまく話がまとまりそうで、よかったですね。今回のように、農地を所有者からほかの誰かに貸したりするときは、権利移動はあるけれど、農地のまま使うので、第3条の許可が必要です。」

(紙芝居)

会社員男性「今まで住んでいた家が、地震でこわれてしまったので、家

を建て直したいのですが、同じ場所には建てたくないし。親から相続した、自分名義の農地があるんだけど、そこに家を建てたいと思っています。」

自分名義の農地に家を建てる場合は、権利移動を伴わない転用になりますので、第4条許可が必要です。

(紙芝居)

会社員男性と不動産会社「あなたが所有しているこの農地は、小学校も近くにあるし、上下水道管も通っていて、ぜひ、うちの不動産会社がアパートを建てたいんで、売ってくれませんか。」

自分名義の農地に第3者が家を建てる場合は、権利移動を伴う転用になりますので、第5条許可が必要です。

少しは、違いが伝わりましたでしょうか。

では、次に、それぞれの許可がどのような基準で審査していくのかを説明していきたいと思います。

次のページをお開きください。まず、農地法第3条許可申請についてを説明します。

3条許可は、先ほどのおばあさんと若い農家の話を思い出していただければいいと思います。

資料を見ていただくと、許可の基準として、①から⑤と沢山書いてありますが、基本的には、購入したり、借りる人が、今後も荒らさずに、ちゃんと耕作していけるかどうか、そこが許可できるかどうかのポイントになります。

①から⑤までありますが、今日は、2点だけ知っていただければよいかと思います。③と④です。③の農作業常時従事要件、を見ていただくと、説明の小さい字で、農業日数が年間150日以上。となっています。

たとえば、宇土市の農地を、大阪に住んでいる方が購入しようとしても、150日以上通って耕作することは、普通は、無理だと考えますので、許可の基準を満たさないので許可はできません。

次に、④の下限面積要件ですが、説明の小さい字で、経営面積が30アール以上であること、とありますが、たとえば、農業をしていない

方が、退職後の趣味に、家庭菜園で1反だけ農地を買いたいが、ほかに農地は持っていない、そのような時は、1反は、10aですので、基準の30以上にはなりませんので、基準を満たさず許可ができません。この要件は、30アールとは3反ともいいますので、よく3反要件とも言われています。

では、次に農地法第4条、5条許可申請について説明します。次のページをお開きください。4条は、先ほどのこちらの男性を思い出してください。自分名義の農地に家を建てたい話です。5条は、こちらの不動産会社が農地を買ってアパートを建てたい話。

どちらも転用になり、許可の要件は、ほぼ同じですので一緒に説明します。

資料に書いてあるように、立地基準と一般基準をみていきますが、実際はかなり細かく定められていますので、今日は、こういうのがあるだけで知っていただければ、結構です。

資料の立地基準のところをご覧ください。上から、農用地区域内農地、第1種農地、第2種、第3種とありますが、農地は、これらのどれかに区分されます。

上の方が、より優良農地、下へ行くほど農地としてはあまり価値のない農地となります。そして、上のほうが転用しづらく、下のほうが転用しやすい農地となります。

一般基準とは、許可後、転用が確実に行われる見込みがあるかどうかなどを見ていきます。たとえば、いつになるかわからないけど、そのうち家を建てたい、というようなものでは、確実性がなく許可はだせません。

委員の皆様には、実際の農地が、計画通りに転用された場合、周囲の農業等に支障を及ぼさないかどうかなど、を重点的に考えていただければよいかと思います。

つぎのページをめくっていただきまして、許可の手続きの流れを説明します。

① から順に、まず、農業委員の確認印をもらい、申請書を農業委員会に提出（毎月12日が締め切りです。）そして、書類等の審査、現地確認を経たのち、月末の農業委員会総会に付議。審議の結果、許可を決定したら許可書の交付という流れです。

委員さん方が、関わりがあるのは、農業委員と印をつけていますが、

①の確認印を押すというところと、⑤の農業委員会総会での説明や審議になります。

では、①と⑤の実務について説明します。

① 確認印は、どのような書類に押すことになるのか。

次のページをご覧ください。各種申請書様式をつづっていますがその一覧になります。その次をめくっていただきますとそこから実際の申請書を綴っております。

皆さんに押ししていただくのは、真ん中あたりの地区農業委員氏名および確認印のところになります。いままで、2人の確認印をいただいておりますが、近隣市町村との均衡をはかり、今回から一人にしております。さて、元の4ページの一覧表にもどっていただきまして、上から3条、4条、5条は先程説明したとおりですが、その下の農地改良届、買受適格証明、許可不要届けに関しては、許可ではありませんが、同じように農業委員さんの確認印をもらうことになっておりますので説明します。

まず、農地改良届とは、たとえば、水田に土を入れて、畑に形状変更して耕作するなど、生産力を高めるための形状変更届になります。

次に、買受適格証明です。これは、裁判所の競売物件に、農地がかけられた場合、入札資格があるかどうかを事前に農業委員会が判断し、証明書を発行するものです。

最後に、許可不要届です。転用の中には、例外的に、許可までは要せず、農業委員会に届け出を行えば済むものもあり、その場合に出される届出になります。たとえば、自己所有地に、200㎡未満の農業用施設を作る場合などがあります。

次に、農業委員会総会の時にしていただくことについて説明します。ご自分で確認印を押した案件に関しては、農業委員会総会の時に説明をしていただきたくことになります。

今月の議案に関しましては、前回から継続していただいている委員さんが確認をされている案件は、今まで通り説明していただきますが、退任された委員さんのところは、事務局で説明させていただきます。3条から、どのように説明するか読み上げたいと思います。お配りしています議案書の2ページをお開きください。では、読み上げます。申請番号1番、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおり

です。登記，田，現況，田，登記面積 1,414 m²，申請面積 1,414 m²，所有権有償，譲受理由，規模拡大，譲渡理由，経営縮小，家族3人，権利の種類，売買，以上です。

次に，4条は今月ありませんでしたので，5条のところをみていただきますと，4ページをお開きください。では，読み上げます。

譲受人，譲渡人，土地の所在地は，議案書記載のとおりです。登記，畑，現況，畑，2筆合計 707 m²，権利の種類，使用貸借権設定，転用目的，コミュニティ広場です。以上のように読んでいただくことになります。

今日お配りした議案書ですが，必ず28日の総会にお持ちいただくようお願いいたします。来月からは，農業委員会総会の5日前あたりに郵送でお届けします。議案書には，個人情報も記載されていますので，お取扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

以上，私のほうからの説明は，これで終わりになります。かいつまんだ説明で分かりづらいところもあったかも知れませんが，今後ともご不明な点は遠慮なくお尋ねいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

これで説明を終わりますが，何か質問はありませんか。

ないようでしたら，これで研修会を終わります。本日は，お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 金田起代子 印

議事録署名人 中山 一一 印